

■ 個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健保組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています、しかし、被保険者にとって利益となるもの、又は、事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健保組合では、以下の事項につき、その趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には書面にて当健保組合までお申し出ください。組合規約及び個人情報保護規程に基づいて対応させていただきます。お申し出がない場合は、同意していただいたものとさせていただきます。

- 1) 「医療費と給付金支給額のお知らせ」を被保険者・被扶養者を含めた世帯単位（家族）で行い、自宅宛又は事業主経由で配布及びアステラスイントラの全社掲示板に掲載すること。
- 2) 高額療養費を本人の申請に基づかずに自動計算して事業主経由で支給すること。
- 3) 付加給付を本人の申請に基づかずに自動計算して事業主経由で支給すること。